

次に、歳入の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款、分担金及び負担金、予算現額二千二百四十八万八千円に對しまして、収入済額二千四百二十三万九千五百五十円に對します。これは、下水道事業受益者負担金収入に對します。

第二款に對します。使用料及び手数料、予算現額三億六千二百四十七万四千円に對しまして、収入済額三億五千八百八十四万二千二百五十九円に對します。これは、下水道使用料収入に對します。前年度と比較いたしまして三千六百九十九万四千七十七円、二・五%の増となっております。

第三款、国庫支出金、予算現額五千六百二十七万五千円に對しまして、収入済額五千六百十三万五千円に對します。そのうち国庫負担金が一千万六千円に對しています。これは、流域下水道防衛施設分の負担金収入に對します。同じく、国庫補助金収入に對します。四千六百九十九万九千円に對します。これは、下水道管渠埋設に對する補助金に對します。

第四款、部支出金、予算現額八千万円、収入済額八千万円、これは、下水道管渠埋設に對する部の補助金に對します。

第五款、財産収入、予算現額五千円、収入済額一万二千円、これは、不用物品の売却収入に對します。

第六款、繰入金、予算現額九億四千五百万円に對しまして、収入済額も予算現額と同額に對しまして、九億四千五百万円に對します。これは、一般会計からの繰入金に對します。

第七款、繰越金に對します。予算現額八千九百九十七万六千円に對しまして、収入済額八千九百九十七万六千三百三十一円に對しまして、前年度からの繰越金に對します。

第八款、諸収入、予算現額二千五百十二万二千円に對しまして、収入済額は一千五百八十六万五千六百六十一円に對します。主として、水洗便所の改造資金の貸付元金の収入及び預金利息に對します。

第九款、市債に對します。予算現額三億一千四百九十九万円に對しまして、収入済額は三億一千四百九十九万円、同額に對します。これは、公共下水道の事業債が三億二千五百万円、流域下水道の事業債が一千二百四十九万円に對します。

歳入の第一款から第九款までの収入済額の合計に對します。十八億五千七百七十七万二千一百一円となっております。

以上で歳入の説明を終らせていただきます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

二六五ページをお開き願いたいと思

います。

歳出の予算総額十八億七百三万円に對しまして、支出済額の合計でございますが、十七億二千三百八十四万六千三百三十二円でございます。予算に對します執行率でございますが、九五・四％でございます。

歳出の内容につきましては御説明申し上げます。

第一款でございますが、総務費、予算現額四億三千七百十八万円に對しまして、支出済額は四億二千九百三十四万一千九百一円でございます。主な支出といたしましては、人件費が九千五百三十一万五千七百十八円、それから、多摩川上流流域下水道維持管理負担金が二億四千五百九十三万一千九十八円でございます。

第二款、事業費でございますが、予算現額五億三千六百六十七万二千円に對しまして、支出済額はでございますが、五億三千三十九万七千二百十四円でございます。この主な支出といたしましては、下水道管渠新設改良工事と要する経費が四億三千四百二十三万九千二百六十七円、それから、西住宅地区の周辺排水路工事の負担金でございますが、四千五百八十九万五

千四百四十三円でございます。

第三款、公債費でございますが、予算現額七億六千六百四十一万八千円に對しまして、支出済額は億六千四百一十七万二千二百七十四円でございます。この内訳といたしましては、公債及び流域下水道事業債の償還金が一億二千六百五十六万一千八百三十八円、その利子分でございますが、六億四千七百四十一万一千八百十八円でございます。それと、下水道の所屬現金に不足を生じたための運用金の利子が十三万三千五百六十一円でございます。

第四款の予備費の支出はゼロでございます。

歳出の支出済額の合計でございますが、十七億二千三百八十四万六千三百三十二円となっております。

したがって、歳入歳出差し引き残額は八千九百九十二万三千八百六十九円となっております。以上、昭和六十年度福生市下水道事業会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

大変雑駁な御説明でございましたが、慎重御審査をいただきますとして、原案を御認定くださいますようお願い申し上げます。説明にかえらることであります。

○議長(森田治男君) 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

(監査委員 村尾栄次君登壇)

○監査委員(村尾栄次君) 御指名によりまして、昭和六十年度福生市下水道事業会計の決算審査につきまして御報告を申し上げます。

内容につきましては審査意見書四 五ページから四七ページのところでございます。当中の下水道の汚水本管の整備率は九八・三%、水洗化普及率は八九・九%と、即下二十六市の中でも最高位にあるわけでございます。今後は、水洗化の普及と経営の効率化に努められますよう御要望申し上げます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。これより本会に対しての質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十一号は、建設委員会に付託いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第七十一号は、開会中の継続審査とするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、開会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十七議案第七十二号、昭和六十年度福生市受託水道事業会計決算認定につきまして議題といたします。本会に対して、提案理由の説明を求めます。

(会計課長 村田 賢君登壇)

○会計課長(村田 賢君) 御指名をいただきましたので、議案第七十二号、昭和六十年度福生市受託水道事業会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。決算書第三の三ページを開き願いたいと思っております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

歳入予算総額は六億二千四百七十八万九千円に於きまして、収入済額六億三百十六万四千八百十二円でございます。これは、東京部からの受託水道事業委託金収入でございます。内訳といたしましては、管理収入が四億一千七百九十一万八千八百八十四円、建設工事収入が一億八千五百二十四万六千六百二十七円でございます。

次に歳出の御説明を申し上げます。

歳出の予算総額は六億二千四百七十八万九千円に於きまして、支出済額は収入済額と同額でございます。六億三千六百八十四万八千八百一十一円でございます。

受託水道事業費の内訳でございますが、水道管理費が四億一千七百九十一万八千八百八十四円でございます。主として支出といたしましては、職員の入件費が一億六千八百五十五万六千六百六十四円、工事費が一億四千七百五十四万二千六百一十四円、それから、動力費が五千四百四十四万二千四百三十四円でございます。

同じく建設改良費でございますが、支出済額一億八千五百二十四万六千六百二十七円でございます。主として支出といたしましては、水道施設の改良工事六千七百八十九万三千円、それから、配水管の新設工事費が九千二百三十三万三千円でございます。

歳出の支出済額の合計は六億三千六百八十四万八千八百一十一円でございます。収入済額と同額でございます。

したがいまして、歳入歳出差し引き残額はゼロでございます。

以上、昭和六十年度福生市受託水道事業会計歳入歳出決算の内容につきまして御説明を申し上げます。

大変雑駁な御説明でございますが、何とか慎重御審査をいただきますとして、原案を御認定くださいますようお願い申し上げます。説明はかえっていただきます。

○議長(森田治男君) 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

(監査委員 村尾学次君登壇)

○監査委員(村尾学次君) 御指名でございますので、昭和六十年度福生市受託水道事業会計の決算審査につきまして御報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元の意見書四ページから四九ページのとおりでございます。

給水事業、施設設備等の改善向上等に御努力を一層お願い申し上げます。審査報告いたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案不理由の説明及び監査結果の報告は終了しました。

これより本会と対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百二十二号は、建設委員会に付託いたしましたこと
を御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十二号は、建設委員会
に付託することに決定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第百二十二号は、開会中の継続審査
とすることを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十二号は、開会中の継続
審査とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十八議案第百二十三号 福生第三市営住宅建築工事

請負契約を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をちょうだいいたしましたので、議案第百二十三号福生
第三市営住宅建築工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容を説明申し
上げます。

その前に、一言おわび、御礼を申し上げます。

本会提案前の前における事務手続について、本事業の計画等に対する事前の
説明を申し上げず事務処理に不手際がありましたことにつきまして、深く反省し、おわびを
申し上げます。また、御寛容な御了解を賜りましたことにつきまして厚くお礼を申し
上げます。

それでは、議案説明を申し上げます。

本会では、市営住宅の建てかえ計画に基づきまして、昨年、建築をいたしました北
側部分に、福生第三市営住宅の建築工事を施行いたそうとするものでございまして、その

予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二十三条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく提議を申し上げたいのでございます。

まず、当該工事の概要につきまして説明申し上げます。

本工事は、PCコンクリートブリック三階建て、十二戸分の住宅一種と、同じく十八戸分の住宅一種の計二棟、合わせて三十戸を建てようとするものでございまして、一戸当たりの建築面積は、昨年建築したものと同じでございまして、共用部分を合算しまして七十一・〇三平方メートル、間取りで申し上げますと六畳二間、四畳半一間、それにダイニングキッチンとトイレ、浴室等でございます。

以上の工事の概要でございますが、次に、契約の関係につきまして説明申し上げます。

契約の関係につきましては、本議事録に記載のとおりでございまして、契約の目的が、福生第三中宮住宅建築工事、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。契約の金額は二億一千五百万円と相なっております。なお、この入札の経過につきましては、裏面に添付してございまして資料のとおりでございしますので、御参考と供していただきたいと思います。

次に、工期でございますが、契約確定の日より昭和六十二年三月十日までと相なっております。

契約の相手方は、大阪府大阪市天王寺区東高津町一丁目六号、株式会社浅沼組、代表取締役社長 浅沼茂夫でございます。

なお、本件の関連工事といたしましては、すでに敷地の造成工事といたしまして、株式会社利村尾組と八百十平方メートルで契約し、施行いたしております。

そのほか、分離発注分といたしまして、電機設備工事につきましては三輪電機株式会社と千七百万円で契約を予定しております。また、給排水衛生設備工事につきましては、有限会社福生電熱工業と三千二百九十五万円で契約を予定しております。

さらに、本件建築に伴う今後の工事といたしましては、前年度施行いたしました区域の西側部分の土地に四百八十四平方メートルの児童遊園を二カ所、今年度施行部分の敷地の中に三百六十六平方メートルと二百十五平方メートルの緑地を二カ所、そういったものを今口めした外構工事を本年度中に実施する予定でございまして、

以上、すこしばかり雑駁でございますが、議事録第七十三号の説明にかえりていただ

ます。

よろしく慎重御審議を賜りまして原案どおり御同意くださるようお願い申し上げます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終了します。

これより議案第百三十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百三十三号は、原案のとおり同意されました。

○議長(森田治男君) 日程第十九 議案第百二十四号 少額貯蓄非課税制度の現

行維持に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(七番 井上寅吉君登壇)

○七番(井上寅吉君) 御指名でございますので、議案第百二十四号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、先ほどの陳情第六十一号が採決されたことに伴う意見書案であります。

昭和五十九年にも政府の税制調査会において非課税制度の廃止と今の見直しを検討され、国民の大きな反響を呼び起し、当中議会にふうしても同趣旨の意見書を関係行政庁に提出したことは皆さんも御承知のとおりであります。

本制度を廃止することは、国民の多くが老後の備えにと、つつましい生活の中で蓄えた少額貯蓄利用者を犠牲にすることとなり、ひいては国民の貯蓄心を損なうことにもなりかねません。広く国民の貯蓄手段として、あるいはまた財政投融资計画の資金源として国民の日常生活に深く定着し、我が国の経済発展の一翼を

と担つてきた不制度を廃止することなく、現行どおり維持されるよう関係行政庁に
意見書を提出すべく本会を提案いたしました次第でございます。

よろしく御審議を賜り、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。
して、簡単にございませうけれども、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本会に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本会、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十四号は、原案のと
おり可決されました。

~~~~~

○議長(森田治男君) 日程第二十 請願第六十一号 合成洗剤をなくし安全な石けんの  
普及を求める請願書と議題といたします。

普及を求める請願書と議題といたします。

紹介議員 遠藤洋一君から本題旨の説明を求めます。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君) 請願第六十一号 合成洗剤をなくし安全な石けんの普及を求  
める請願について、紹介議員を代表いたしまして説明いたします。

今回の請願に關しましては、日本社会党の関 米吉議員、公明党の宮沢良一議員  
ともしもの御協力を得まして、西多摩生活協同組合理事長室川定義氏の名前で出  
すていただきました。

私も、西多摩生活協同理事の一人といたしまして、石けんの利用、そして合成洗剤の追放  
ということには大変に興味を持ち、また、市民の運動としても進めておりますので、この紹  
介をさせていただきます。

すでに建設委員会に付しましては、すべての合成洗剤をなくし安全な石けんの普及を  
求める請願というものが提出されておりましたので、さまざまな御議論があったことは議員の皆様  
様、御承知のことと思っております。

今般、生協といたしましては、このようなすべての合成洗剤というところで、福生市の御協力、あるいは、すでに公共施設、特に学校給食等での合成洗剤の追放ということが行われ始めていることもかんがみまして、むしろ積極的に公共施設であるいは使用するような合成洗剤を石けんに切りかえてくたさいということ、それから、市民の運動として、あるいは自治体の責務としても多摩川、秋川に接する市として、ぜひ水の環境浄化に努めてくたさいということ、それから、同時に市民の皆さんと石けんの使用推進をぜひ啓発をしていただくというふうなこともお願いする中で、石けんを使う意味、あるいは合成洗剤の使うことの意味、ということと、ここに書き出しまして、請願をしまして、このことで、ぜひ議会の皆さんの御賛同を得まして、これらのことの普及を求める請願をぜひ採択をしていただく、ということに思っております。

ぜひ建設委員会の皆様、あるいは、ほかのすべての議会の皆様方に石けんの使用、そして合成洗剤が非常に危険である、あるいは我々の体ばかりではなくて、河川や湖も汚染するんだということ、石けんの使用の拡大、あるいは切りかえということへの御理解をいただく、ということに思っております。

ぜひ議員の皆様の御理解をいただくようにして、この請願が採択されますようにお願い

いたしますまして説明にかえたいと思っております。 どうもありがとうございました。

○議長(森田治男君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終了いたします。

請願第六十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員  
会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま建設委員会に付託いたしました請願第六十一号は、閉会中の継続審  
査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。 よって請願第六十一号は、閉会中の継続  
審査とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第二十一陳情第六十一号マンション建設に関する陳情書

と議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で意見を終わります。

陳情第六十一十号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員  
会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま建設委員会に付託いたしました陳情第六十一十号は、閉会中の継続審  
査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって陳情第六十一十号は、閉会中の  
継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第二十二閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。  
三常任委員長から目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第

二十八条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継  
続審査とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第二十三持定事件の継続調査についてを議題といたします。  
委員会の持定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。  
本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異  
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって本件持定事件は、閉会中の継  
続調査とすることに決定いたしました。